保護者の皆様へ お知らせ

「カスハラ対策法」（労働施策総合推進法等一部改正）令和8年10月1日に施行されました

令和7年（2025年）6月4日、事業主にカスタマーハラスメント（カスハラ）防止のための対策を義務づける法律が国会で成立しました。これにより学校を含むすべての事業主は、教職員が安心して働ける環境を整えることが法律上の義務となります。本チラシは、この改正法を踏まえ、私立学校におけるカスハラへの対応の考え方を、保護者の皆様にあらためてご理解いただくためのものです。

教職員が安心して働ける環境を守り、質の高い教育を続けていくために

保護者の皆様からの正当なご意見・ご要望は、学校として真摯に受け止めております。今回の対応は、こうした声を制限するものではなく、社会通念上行き過ぎていると考えられる一部の要求や言動から、教職員と教育環境をお守りするための取り組みです。

1. 教職員への言動に関するお願い



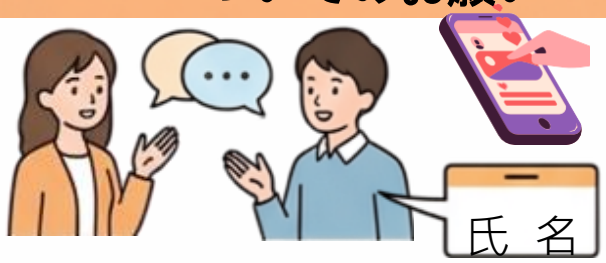
大声での叱責や、教職員の人格を傷つけるような発言はご遠慮いただきますようお願いいたします。

2. ご要望内容についてのお願い



教職員の異動や処遇、成績等の取り扱い、特定の児童への対応などについて、学校運営上お応えしかねるご要望をいただく場合がございます。個別のご事情は丁寧に伺いますが、対応できない場合もございますことをご了承ください。

3. ご意見の伝え方についてのお願い



匿名、偽名でのご連絡や、SNS等での書き込みでは、学校として事実確認や誠実な対応が難しくなる場合がございます。お困りごとやご意見がある際は、ぜひお名前を明かしていただいた上で直接学校までお声がけください。

4. お問い合わせの際のお願い



長時間のお電話やご面談、繰り返しのご連絡・ご来校は、教職員の他の業務や教育活動に影響が生じる場合がございます。
恐れ入りますが、あらかじめご了承いただけますと幸いです。

※ 目安：30分を超える長時間の対応は難しい場合があります

5. 教育活動へのご理解のお願い



授業内容や教材、指導方法、生活指導などにつきましては、専門的な知見に基づき学校として判断させていただいております。ご意見は真摯に伺いますが、最終的な判断は学校にお任せいただけますようお願いいたします。

東京私立初等学校協会